

自動車税・自動車取得税減免承認通知書の記載誤りについて

平成28年9月21日

税 務 課

1 経緯

総合県税事務所では、自動車を取得し新規登録等を行った者からの自動車税、自動車取得税の減免申請について、承認（不承認）を決定しているが、平成28年9月9日付けで送付した通知書の一部において、対象車両の登録番号と定置場（市町村名）を誤って記載した。

9月10日、誤った登録番号等が記載された通知書を受け取った対象者から、総合県税事務所の職員に連絡があり、判明した。

- ・ 9月9日付けで送付した減免承認通知書 137通
- ・ 上記のうち、誤った減免承認通知書 30通

2 原因

課税部課税第四課の職員が対象者一覧表を基に、減免承認通知書を作成する際、表計算ソフトの設定を誤り、登録番号と定置場について、前回使用したデータを通知書へ貼り付けし、課内で十分に確認しないまま発送したことによる。

3 その後の対応

9月12日までに、誤った通知書を送付した対象者全員に対して、電話で説明し謝罪するとともに、9月12日に正しい登録番号と定置場を記載した通知書を発送した。

4 再発防止に向けた取組

- 通知書の作成や発送におけるチェック体制を強化し、担当課長等が通知書を直接確認するよう徹底する。
- 全庁的な事務ミス防止に向けて、各所属長あて文書を発出し、全職員の注意喚起と再発防止を徹底する。